

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	令和4年2月7日（月）
担当課	健康福祉部地域福祉課
電話	0791-64-3154

報道機関各位

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対して、給付金を支給します。

記

1 対象世帯

- (1) 令和3年12月10日時点で本市に住民票があり、世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税である世帯
- (2) 令和3年1月2日以降に本市に転入された方があり、世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税である世帯
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

※上記の全ての世帯において、世帯全員が住民税非課税であっても、別世帯で住民税が課税されている方の扶養に入っている場合は、支給対象外になります。

2 給付額

1世帯当たり10万円

3 給付手続

【令和3年12月10日時点で本市に住民票があり、世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税である世帯】…本市から令和4年2月7日に手続に必要な文書を発送。この文書の返送により手続完了。

【令和3年1月2日以降に本市に転入された方があり、世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税である世帯】…転入された方の令和3年度分の所得証明書（非課税）を添付し、窓口または郵送で申請

【家計急変世帯】…世帯全員の年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月の収入×1.2）が住民税非課税水準以下であることを証する書類を添付し窓口または郵送で申請

4 受付期間

【世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税である世帯】

2月8日（火）～5月6日（金）

【家計急変世帯】

2月21日（月）～9月30日（金）

5 支給予算額（給付金分）

900,000千円（国庫補助金10/10）